3歳未満の子を養育している方へ

株式会社〇〇

３歳未満の子を養育している方は、年金算定に用いる標準報酬月額について養育特例の適用を受けることができます。

**養育特例とは？**

３歳未満の子を養育する方は、生活環境の変化から、勤務時間の短縮や引越しによる通勤手当の減少等により標準報酬月額が低くなることが考えられます。

この場合、納付する保険料が低くなるため、将来年金額を算定する際に用いる標準報酬月額も低くなるので、年金額は減少してしまいます。

しかし、本人からの申し出により、養育前の標準報酬月額（従前標準報酬月額）で将来の年金額 が算定され、年金額の減少を防止することができます。これを養育特例といいます。

**養育特例の対象者**

３歳未満の子を養育している、また夫婦で子を養育しており、ともに厚生年金被保険者で、かつ同居している場合は、夫婦２人とも対象になります。

**養育特例の対象期間**

３歳未満の子を養育している期間

**申出・届出方法について**

1. 戸籍謄（抄）本（子供の生年月日の証明のため）

②世帯全員の住民票（個人番号の記載がないもの）

③その他、養育を確認するための書類（必要に応じて）

＊上記は提出日から遡って90日以内に発行された原本を提出

不明点は担当者までご連絡ください。